

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案 概要

背景

- (株) 東日本大震災事業者再生支援機構 (以下「機構」) による被災事業者支援
 - ・ 東日本大震災による二重ローンを抱える事業者に対し、金融機関から債権を買い取り、債務免除を行うこと等を通じて、事業の再生を支援
 - ・ 実績：相談件数 2,724 件、支援決定 732 件 (平成 29 年 12 月末まで)

- 機構による支援決定の期間
 - ・ 機構による支援決定は、機構成立の日から 5 年以内 (平成 29 年 2 月 22 日まで) に行うこととされ、1 年まで延長可能
 - ⇒ 平成 30 年 2 月 22 日まで延長済み

- 被災地の自治体・商工団体からの支援決定期間の更なる延長の強い要望
 - 期限後も、インフラ整備の完了に伴う仮設から本設への移転に係るニーズ、既存顧客の喪失や風評被害等に係るニーズなどが見込まれる
- ※アンケート調査結果に基づけば、2,600 件程度の相談希望が見込まれると推計される

復興の状況に鑑み、支援決定期間の延長が必要

改正の概要

機構による支援決定の期間を、平成 33 年 3 月 31 日まで延長

施行期日

公布の日から施行